

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県葦北郡の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人において、水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が平成29年8月30日付けで認定をしない旨の処分(原処分)をしたため、同年11月23日付けで再調査の請求をしたものの、処分庁において平成30年3月8日付けで再調査請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人が同年4月4日付けで原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和24年から昭和44年までの間、芦北町八幡等に居住し、請求人の母が行商人から買うなどした魚を摂取していたものの、請求人がメチル水銀に汚染された魚介類をどの程度摂取したかについては必ずしも明らかとはいえないこと、請求人が居住していたのは水俣病の患者が多発している地域ではなく、請求人が同居していた親族にも水俣病の被認定者はいないこと等からすると、請求人が水俣病を発症し得る程度のメチル水銀ばく露を受けたとまで認めることはできない。</p> <p>また、請求人は手足の感覚の鈍麻を訴え、神経内科検診においても、両前腕以下及び両下腿以下に触痛覚の低下が、両手足に振動覚の低下がそれぞれみられたものの、請求人の感覚障害は、不知火海沿岸において、水俣病が発生する可能性があるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況でなくなってから約10年ないし30年後に発現しており、メチル水銀によるものとは考えにくい。また、表在感覚や振動覚に異常がみられる一方、関節位置覚が正常である点や、昭和54年頃から始まったという手の感覚障害が左手のみに現れている点は、水俣病の感覚障害としては非典型的である。その他、請求人には、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害も認められない。</p> <p>以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないから、原処分は相当である。</p>
2	熊本県知事	奈良県天理市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が、令和3年3月3日付けで認定を行わない旨の処分(原処分)をしたため、請求人が、同月14日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和35年11月に熊本県御所浦町で生まれてから昭和44年に大阪府に転居するまで同所に居住し、請求人によると、その間、両親が御所浦島周辺の不知火海で漁業をしていたので、魚介類を毎日3食食べていたということであり、請求人の母が請求人を妊娠中、メチル水銀に汚染された魚介類を多食して、メチル水銀に対する濃厚なばく露があった可能性は否定できず、請求人についても、メチル水銀に汚染された魚介類を多食して、水俣病の発症を考慮すべき相当程度のメチル水銀に対するばく露があった可能性を否定できない。</p> <p>処分庁による検診の結果では表在感覚、深部感覚の低下がみられるが、深部感覚については検査結果に整合性がなく、また、2回の神経内科検診で、表在感覚、深部感覚に関し検査結果が異なっている点が多いことなどから、これらの検査結果を基に請求人に感覚障害があると判断することはできない。さらに、不知火海沿岸地域で水俣病が発症する可能性のあるレベルの持続的なメチル水銀のばく露が存在する状況でなくなってから30年以上も経過した後には水俣病を原因とする感覚障害が生じたとは考え難い。また、知能障害、運動障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害は認められず、請求人に水俣病を原因とする症候があるとはいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
3	独立行政法人 環境再生保全機構	東京都江戸川 区の男性	著しい呼吸機能障害 を伴うびまん性胸膜 肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、処分庁が令和5年10月3日付けで、請求人が法第4条第2項に規定する指定疾病である著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を行わないとする処分をしたため、請求人が、同月18日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人が大量の石綿にばく露した可能性は否定できず、画像所見では、左胸膜に肥厚がみられるものの、当審査会において経時的に画像読影を行ったところ、左胸膜の肥厚は、請求人が左上葉の手術を受けたのちに出現しており、同手術の影響と考えられ、石綿ばく露に起因するものではなく、著しい呼吸機能障害は認められるものの、石綿ばく露に起因するとは認め難い。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
4	独立行政法人 環境再生保全機構	名古屋市の男 性	著しい呼吸機能障害 を伴うびまん性胸膜 肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、石綿の吸入により著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとして認定申請をしたところ、処分庁が、令和6年8月22日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が、同年11月6日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、職歴から、大量の石綿にばく露した可能性はある。</p> <p>放射線画像診断の結果、右肺に認める臓側胸膜肥厚の範囲は頭尾方向に側胸壁の1/4～1/2未満であり、左肺に臓側胸膜肥厚は認めないことから、びまん性胸膜肥厚は認められない。また、著しい呼吸機能障害があるといえるが、これはびまん性胸膜肥厚以外の病態あるいは疾患によるものと考えられる。</p> <p>よって、請求人が石綿の吸入により著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかっていたとは認められず、原処分は相当である。</p>